

回覧 令和8年5月1日（三股町） 代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】	
〈募集〉	1	◆町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】	
	3	◆令和8年度就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します	
	4	◆5月は自動車税を納める月です	
〈お知らせ〉	4	◆町の地域資源を活用した「ふるさと納税返礼品の開発・発信」を支援します	
	5	◆命を守る行動へ！ 5月29日(金)から、気象の警報など防災気象情報が変わります	
	6	◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します	
	7	◆水道管漏水調査を行います	
	8	◆ごみステーション防護ネットの貸し出し申請方法をお知らせします	
		◆県防災士養成研修を実施します	
		◆「土砂災害防災訓練」を実施します	
		◆寝たきり老人等介護手当のお知らせ	
	〈保健と福祉〉 (高齢者)	10	◆介護用品支給(助成)事業のお知らせ
			◆家族介護慰労金のお知らせ

【7月1日スタート】町役場の窓口受付時間が変わります！

オンライン申請が可能な行政手続きや、コンビニでの証明書交付数が増加している現状を踏まえ、以下のとおり、窓口受付時間が変更となります。業務の効率化と町民サービスの品質向上を図るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○開始日
7月1日(水)

○受付時間
(変更前)午前8時30分～午後5時

○対象施設
町役場庁舎
(本館、新館/上下水道局含む)
町中央公民館、町健康管理センター

↓
(変更後)午前8時45分～午後4時30分



【お問い合わせ】
企画商工課 企画政策係 ☎52-1114 (直通)

町公式サイト

【分類】	【No.】	【内容】
〈保健と福祉〉 (一般)	11	◆町人間ドックのお知らせ
	12	◆町若年健診のお知らせ
	13	◆健康診査の受診票などを送付します
〈相談〉	15	◆各種相談



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

企画商工課

募 集

◆町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

■申込資格 =

- ①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は、申し込みできません。

- ②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)がいること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。

※今回は、単身者用の対象団地の募集はありません。

- ③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。

- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること
(公営住宅入居資格収入基準)。
※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が優遇される場合もあります。
※基準額は月額です(詳細は窓口でお尋ねください)。

- ⑤暴力団の構成員でないこと。

- ⑥自治公民館組織に加入し、団地での共同生活ができること。

■申込書類の配付・受け付け =

	申込書類の配付	申込受け付け
期 間	5月7日(木)～6月3日(水) (土曜・日曜・祝日を除く)	6月1日(月)～6月3日(水)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)	

※申込書には添付する書類が多数あります(詳細は窓口でお尋ねください)。

■抽選会 =

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。
抽選日時・・・6月15日(月)午前10時～
抽選会場・・・町役場4階 第2会議室
※ひとり親世帯、障がい者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選確率の優遇があります。

■募集团地一覧 =

次ページに掲載しています。
家賃は申込者の収入などで異なります。

※随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、7月2日(木)から随時募集に切り替えます。

※4月中旬の情報です。

※空室に増減があるため、町公式サイトで最新情報を確認してください。

★お問い合わせは、
都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)
☎:52-9066(直通)をお願いします。

■定期募集团地一覧【7月1日入居分】

※RC:鉄筋コンクリート

※○あり、×なし

団地名	小学校区	構造	建築年度	戸数	階数	部屋号数	間取り	家賃(円)	共益費	エレベーター	駐車場使用料	下水道使用料	シャワー	給湯設備	TVアンテナ	網戸	備考
中原	三股西	RC造 3階建て	H18	1	1階	C-58	3LDK	25,100~ 37,400	○	○	○	○	○	○	○	○	
				1	2階	C-67	3LDK	25,100~ 37,400	○	○	○	○	○	○	○	○	
				1	2階	C-69	3LDK	25,100~ 37,400	○	○	○	○	○	○	○	○	
				1	3階	C-76	3LDK	25,100~ 37,400	○	○	○	○	○	○	○	○	
				1	3階	C-81	3LDK	25,100~ 37,400	○	○	○	○	○	○	○	○	
		RC造 2階建て	H20	1	1階	E-103	3LDK	25,100~ 37,400	○	×	○	○	○	○	○	○	
塚原	三股	RC造 3階建て	H23	1	3階	A-38	3DK	19,200~ 28,600	○	○	○	○	○	○	○	○	
			H24	1	3階	B-76	3DK	19,300~ 28,700	○	○	○	○	○	○	○	○	
東原	三股	RC造 3階建て	H30	1	3階	B-66	2LDK	20,600~ 30,700	○	○	○	○	○	○	○	○	



お知らせ

◆5月は自動車税を納める月です

自動車税は、4月1日現在で宮崎運輸支局に登録のある自動車の所有者または使用者に課税され、納期限は6月1日(月)です。

金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアでの納付のほか、スマートフォンなどからのクレジットカード納付・アプリ決済も可能です(詳しくは納税通知書の裏面および同封のチラシを確認してください)。

なお、障がいのある人のために使用する自動車は、一定の要件に該当している場合、納期限までに申請することで自動車税が減免されることがありますので、早めに相談してください。



★お問い合わせは、

都城県税・総務事務所

納付に関すること ☎:23-4516

減免に関すること ☎:23-4517 をお願いします。

◆令和8年度就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

■対象者 = ○県内のひとり親家庭の母、父および寡婦(夫)で調理実務経験が2年以上あり、県が実施する調理師試験を受験する人
※5月7日(木)から6月3日(水)までに、調理技術技能センターへ願書の提出が必要です。

○講習会の全日程に出席できる人

■講座内容 = 調理師試験準備講座

会場: 宮崎県総合保健センター (宮崎市霧島1-1-2)

定員: 20人程度

※先着順になりますので、早めにお申し込みください。

■開催日時 = 8月29日(土) 午前9時~午後5時20分

8月30日(日) 午前9時~午後4時20分 (2日間)

■受講料 = 無料 ※ただし、テキスト代は受講生負担です。

宮崎中央食品衛生協会で購入してください。



■申込方法 = 次の書類を準備し、申込期限までにお申し込みください。

①令和8年度就業支援講習会受講申込書

(様式は、宮崎県ひとり親福祉連合会公式サイトからダウンロードしてください)

②「児童扶養手当証書」「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の写し

■申込期限 = 6月30日(火)



県ひとり親福祉
連合会公式サイト

★お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県ひとり親福祉連合会

〒880-0007 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内

☎:0985-69-1684 / ファクス:0985-22-4696

公式サイト(「宮崎県ひとり親福祉連合会」で検索) をお願いします。

◆町の地域資源を活用した「ふるさと納税返礼品の開発・発信」を支援します

ふるさと納税を活用した地域資源の促進や地域の活性化を図るため、地域性の高い新商品の開発、発信および設備の整備など、新たな取り組みを企画している町内事業者などが行う事業に対して経費の一部を支援します。

■補助対象者

次の全ての要件を満たし、自らの提案により開発した返礼品の発送を継続して行うと認められるもの。

①町内に住所がある個人または町内に本社もしくは店舗、工場などの事業所を設置している個人、団体および法人であること。

②町税などの滞納がないこと。

※その他詳しい条件は補助金交付要綱を確認してください。

■補助対象事業

①町の地域資源を活用し開発する新返礼品(※)で令和9年2月26日(金)までに町ふるさと納税の返礼品登録が可能なもの。

②ほかの補助金などを受けている、または、受ける見込みのある事業の補助対象経費は対象外。

(※)新返礼品：町ふるさと納税推進事業実施要綱で定める特産品などの要件を満たし、新たに開発し登録する返礼品または既返礼品を改良する返礼品。

■補助対象経費

補助対象経費	使途区分および範囲
報償費	外部専門家、技術指導員などの招へいに係る指導費用
旅費	外部専門家、技術指導員などの招へいに係る旅費
需用費 (1)消耗品費 (2)印刷製本費	(1)新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な包装、梱包材、材料、機材、道具の購入に要する経費 (2)新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な容器、リーフレット、パンフレットなどの作成および印刷に要する経費

役務費 (1)通信運搬費 (2)手数料	新返礼品開発もしくは市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な運搬料など
委託料	成分、モニター調査、試作品、商品パッケージなどの加工、試験、分析などに係る費用
使用料および賃借料	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な資機材、物品などの賃借料
原材料費	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な原料または材料
備品購入費	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な機器資材

■補助率および限度額

補助対象経費(税抜)×補助率(3分の2)＝補助額(限度額50万円)

※ただし、応募件数が多い場合は、予算の範囲内で補助額を調整します。

※原則、ふるさと納税応援事業者につき1回限りとします。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合には切り捨て。

■事業の流れ

○事前相談 = 必ず提出前に担当部署へ事前相談してください。

「ふるさと納税応援事業者」の新規承認申請をする場合は、別途要件を確認します。

○受付期間 = 5月1日(金)～6月4日(木) 午後5時

○審査 = 提出された書類を基にヒアリング審査を行います。

○交付決定 = 8月上旬～9月下旬予定

○事業実施 = 新返礼品の開発→返礼品登録

※返礼品登録期限 令和9年2月26日(金)

○実績報告期限 =

事業完了後30日以内もしくは令和9年2月26日(金)のいずれか早い日



※様式や要綱などは、町公式サイトで確認してください。

町政情報 > ふるさと納税 > 令和8年度みまたふるさと納税応援事業者育成事業補助金について

★お問い合わせは、企画商工課 ふるさと納税推進係 ☎:36-6171(直通)

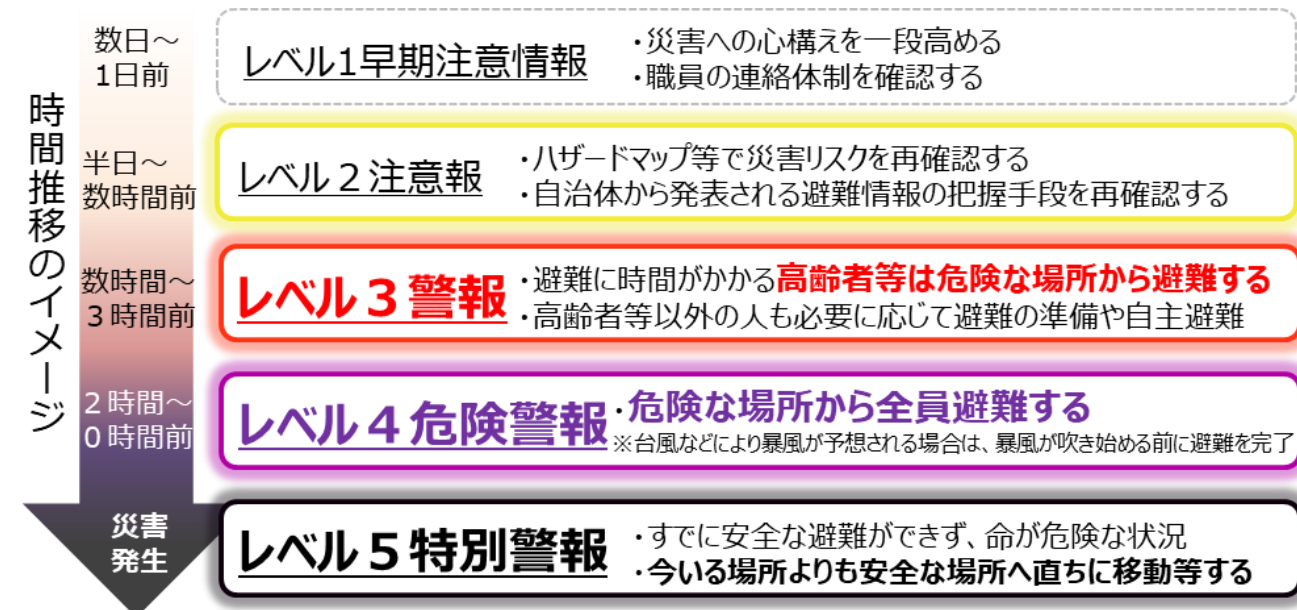
E-mail:furusato@town.mimata.miyazaki.jp にお願ひします。

◆命を守る行動へ！5月29日(金)から、気象の警報など防災 気象情報が変わります

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める



- POINT1 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます
- POINT2 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます
- POINT3 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります
- POINT4 線状降水帯の発生などは「気象防災速報」として発表します



現在、市町村から発令される避難指示などの避難情報や気象庁などから発表される防災気象情報は、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の「警戒レベル」を用いてお伝えしています。例えば警戒レベル4は、「危険な場所から全員避難」となっており、この警戒レベル4までに、各種情報を参考に自らの判断で避難行動をとる必要があります。

5月下旬(予定)から運用を開始する新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮に関する警報などを、災害発生の危険度に応じて住民がとるべき行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、現行の大雨警報などから伝え方が大きく変わります。

例えば、大雨警報は「レベル3大雨警報」という名称に変更され、レベルの数字と一緒に情報が伝えられます。このほか、警戒レベル4に相当する情報は、警報(警戒レベル3相当)や特別警報(警戒レベル5相当)と異なるレベルであることが分かるよう「危険警報」という名称で発表します。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示などに十分注意し、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報などの情報を確認し、危険な場所にいる人は早めの避難を心掛けてください。

■この情報が出たら、すぐ動いて 「気象防災速報」

災害発生の危険度が高まっている状況で、警戒感を一段高めて速やかな防災対応や行動の判断を後押しする情報です。

この情報が発表されたら、キキクルなどの、ほかの防災気象情報や、自治体が発令する避難情報にも留意し、身の安全を確保してください。

【一例】

- ◎気象防災速報(線状降水帯発生)
- ◎気象防災速報(記録的短時間大雨)



■備えは「早め」が安心！ 「気象解説情報」

現在の気象状況と今後の見込みを伝え、災害への備えや今後の行動の検討や判断を後押しする情報です。

【一例】

- ◎気象解説情報(台風第○号)
- ◎気象解説情報(線状降水帯半日前予測)



■このあとどうなる？をチェックしよう

警報などの情報が発表された際には、危険度を地図上に示したキキクルや、今後の危険度の推移を示した時系列情報(明日までの警報などの見通し)などを、気象庁公式サイトで確認してください。

▼キキクル画面イメージ 10分ごとに更新される



▼時系列情報 (明日までの警報等の見通し)

気象庁発表の警報	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	備考・留意する事項
大雨警報	15-21	21-24	05-09	09-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24							
土砂災害警戒区域等における土砂災害等警戒区域等に関する警戒区域等	00	00	00	00	00	00	00	00	00							
土砂災害警戒区域等																
高波																



キキクルはこちら



気象庁特設サイトはこちら

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称:Jアラート】の全国一斉情報伝達訓練(第1回)に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

■日 時 = 6月3日(水) 午前11時ごろ

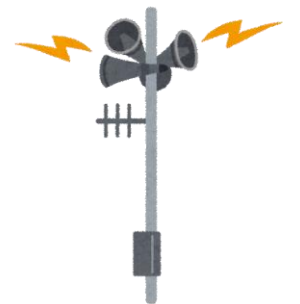
■試験方法 = 防災行政無線(広報塔)を使用します。

■放送内容 = 上りチャイム(1回鳴らします)⇒
「これは、Jアラートのテストです。」(3回鳴らします)⇒
下りチャイム(1回鳴らします)

※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。

中止する場合は、町公式サイトなどでお知らせします。



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)

をお願いします。

◆水道管漏水調査を行います

町では、限りある水資源の有効活用や漏水による事故などを未然に防止するために、専門業者に委託して道路内の水道管から各住居の敷地内にある水道メーターまでの漏水調査を行います。

■漏水調査の概要

○調査期間 =

5月21日(木)～10月20日(火)

○調査時間 =

(昼間)午前9時頃～午後5時頃

(夜間)午後10時頃～午前2時頃

※夜間は道路上での作業のみであり、敷地内への立ち入りはありません。

○調査区域 = 梶山、山王原、上米地区

○調査方法 =

①戸別音聴調査

水道メーター、止水栓、仕切弁などに音聴棒をあてて、漏水音の有無を調査します。



②路面音聴調査

漏水探知器などにより、道路に埋設されている水道管の漏水音の有無を調査します。



■漏水調査に関するお願い

○戸別音聴調査では、敷地内に立ち入ったうえで、水道メーターや止水栓で音聴棒を使用して、漏水の有無の確認を行います。

また、留守であっても、屋外に水道メーターがあるときは調査しますのでご理解ください。

○町が実施する漏水調査では、調査費用の請求や、物品などの販売を行うことは一切ありません。

また、調査員は町が発行した身分証明書を携帯し、腕章を着用して実施します。不審に思われた場合や気になることがありましたら問い合わせてください。

★お問い合わせは、

環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9080(直通)をお願いします。

◆ごみステーション防護ネットの貸し出し申請方法をお知らせします

町では地域の良好な生活環境の確保を図るため、ごみステーション防護ネットの貸し出しを以下の内容で受け付けます。

○申請できる人：ごみステーション管理者(代理人でも可)

○受付開始：6月1日(月)～

※準備するネットの枚数は、予算の範囲内となります。予算に達した場合は、受付を終了します。ご了承ください。

○受付場所：環境水道課 環境保全係

○受付時間：町役場開庁日 午前8時30分～午後0時15分
午後1時～5時

■本事業は、受付後に審査が必要です。防護ネットは、貸し出しの決定後に後日町役場で引き渡します。

■その他

・防護ネット規格：4 ㎡×3 ㎡(45 ㎥ごみ袋が 20 個程度覆る大きさです)

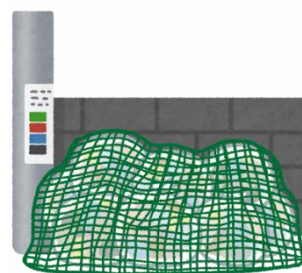
・貸出枚数：1 箇所(ごみステーション)に 1 枚

・貸出期間：1 年(ただし、必要に応じて継続可能)

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通)をお願いします。



◆県防災士養成研修を実施します

地域防災活動の中核的な人材となる防災士を養成するため、防災士養成研修を実施します。また、町では災害に強いまちづくりを推進するため、防災士資格取得者に助成金を交付しています。

■内容＝

防災士資格取得には、次の4つの過程を完了することが必要です。

①県が実施する「防災士養成研修」基礎コースの受講

②課題レポートの提出

③「防災士養成研修」専門コースの受講

④日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し合格すること
※別途、消防署、日本赤十字や自治体が実施する「救急救命講習」を受講し修了証を取得する必要があります。

■日程および研修場所＝

【基礎コース】 日程：6月20日(土) 午前9時～午後5時15分(予定)

場所：都城市コミュニティセンター(予定)

【専門コース】 日程：10月～12月頃(予定) 2日間

場所：都城市(詳細未定)

※日程や会場が変更となる可能性があります。



■防災士資格取得助成制度について＝

※町では防災士の資格を取得し、地域防災に協力するなど、交付要件を満たす人へ受講、登録に係る経費を助成します。

■申込方法と期限＝

5月22日(金)までに総務課へお申し込みください。

※会場の定員になり次第、募集を締め切ります。早めに申し込みをしてください。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆「土砂災害防災訓練」を実施します

雨期が近づき、台風や大雨の被害が心配されます。町では、次のとおり土砂災害に対する防災訓練を実施し、情報伝達手段の確認、避難所や避難経路などの確認を行い、警戒避難体制の強化を図ります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

■実施日時 = 6月7日(日) 午前9時～正午

■実施地域 = 第2地区 ※避難所(講習会場)は、第2地区交流プラザ体育館

■参加機関 = 上米、中米、櫛田、谷自治公民館、町、町消防団、
都城土木事務所、都城警察署

■訓練内容 = 情報伝達訓練・避難訓練・土砂災害に関する講習会



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
をお願いします。

◆寝たきり老人等介護手当のお知らせ

65歳以上の要介護4・5の寝たきり高齢者、認知症高齢者と同居し、在宅で介護する家族に対し、介護手当を支給します。

■支給金額 =
1万5,000円/月

■対象者の条件 =

次のいずれかに当てはまる人

○要介護4・5に認定後、在宅で6か月以上にわたり介護をしている人
(通算月7日以上入院、入所、ショートステイ利用などは除く)

○前者と同程度以上の寝たきり状態にある高齢者や重度心身障害者を在宅で6か月以上にわたり介護している人
(通算月7日以上入院、入所、ショートステイ利用などは除く)

※手当の支給を希望する人は事前に申請してください。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 地域包括支援係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9063(直通)
をお願いします。

◆介護用品支給(助成)事業のお知らせ

要介護4・5の高齢者を介護しており、町内に住所がある家族に対して、介護用品(紙おむつなど)を購入する費用の一部を助成します。

■対象者の条件 =

次の全てに当てはまる人

- 要介護者が町民税非課税世帯の人
- 要介護者が要介護4・5と認定されている人
- 施設入所や医療機関へ入院をしていない要介護高齢者を、同居または近隣で介護している人

※ただし月15日未満の入所や入院は在宅介護として扱います。

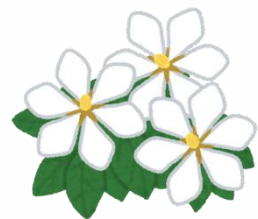
■支給金額 =

クーポン券 6,000円分(1,000円×6枚)/月

■支給介護用品 =

紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おむつカバー、防水シート、おしりふき など

※クーポン券の支給を希望する人は事前に申請してください。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 地域包括支援係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9063(直通) お願いします。

◆家族介護慰労金のお知らせ

要介護高齢者を在宅で介護する家族で、次の全ての要件を満たす、主たる家族に慰労金を支給します。

■対象者の要件

- 要介護高齢者が65歳以上で、介護保険の要介護4、5またはこれに相当すること
- 要介護高齢者と介護する家族が同一世帯であり、無報酬で日常生活を介護していること
- 申請日の属する年度において、要介護高齢者の世帯全員が住民税非課税であること
- 過去1年間に、介護保険サービスを利用せず、在宅で介護していること(通算して7日以内の短期入所生活介護または短期入所療養介護のサービスを除く)。ただし、医療機関に入院した場合は入院期間を除いて1年以上であること。
- 要介護高齢者と介護する家族が、申請日の1年前から町内に住所があること

■支給金額

年額10万円

※手当の支給を希望する人は事前に申請してください。

★お問い合わせ

高齢者支援課 地域包括支援係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9063(直通) お願いします。

◆町人間ドックのお知らせ

40歳～70歳までの5歳ごとの節目の人を対象に、人間ドック費用の一部を助成します。
健診結果を参考にして、日々の健康づくりに役立てましょう。

■対象者 = 下記節目年齢の人で、人間ドックの受診を希望する人。
《対象者の生年月日一覧》

年齢	生年月日
40歳	昭和61年4月2日～昭和62年4月1日
45歳	昭和56年4月2日～昭和57年4月1日
50歳	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日
55歳	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日
60歳	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日
65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日
70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日

■人間ドックをうけるメリット■

- 町や職場で実施する特定健診検査項目やがん検診(肺・大腸・胃)を1日で終わらせることができる
- 腹部超音波検査を受けることができる
- 心電図を受けることができる
(特定健診の心電図検査は、血圧などが一定の基準を超えた人に医師の判断で実施するため、全員は受けられません)。
(職場での健康診査には、心電図が含まれています。※労働安全基準法による健康診査)

※令和8年度から、30、35歳の人(特定健診の対象外)は「若年健診」の対象者となったため町人間ドックの対象外となります(30、35歳には推奨されていない検査内容が含まれるため)。

■定員 = 100人(定員に達し次第、締め切ります)

■費用 = 消化器検査の種類によって異なります

種別	自己負担額	検査料	助成額
胃内視鏡検査(胃カメラ)を選択	6,250円	3万250円	2万4,000円
胃部X線検査(バリウム)を選択	4,850円	2万5,850円	2万1,000円

※町の人間ドック検査項目以外の検査を同日に実施(オプション検査)することも可能ですが、追加の費用は自己負担になります。
※精密検査にかかる費用は自己負担です(保険診療で受けることになります)。

■検査内容 =

- ①問診 ②身体計測 ③血圧測定 ④血液検査 ⑤尿検査 ⑥医師による診察
- ⑦腹部超音波検査 ⑧心電図 ⑨胸部X線検査 ⑩便潜血検査(2日法)
- ⑪消化器検査(胃内視鏡検査または胃部X線検査のいずれかを選択)

※本町の人間ドックは、上記①～⑪の検査を全て実施した場合のみ助成ができます。
受診しない検査があった場合、助成ができませんので注意してください。

■予約方法・受診の流れ =

- ①健康管理センターに、令和8年度人間ドックの予約をする。
応募締め切り 5月31日(日)(定員に達し次第締め切ります)

インターネットで予約をする

町公式サイト > 行政情報
> 健康・福祉 > 健康・医療 > 健診・検診
> 人間ドックについてのページより予約
※ 5月31日(日)23時59分まで
受付が可能です。(夜間や休日も予約可能)



電話で予約をする

町健康管理センター
☎52-8481
受付時間
平日:午前9時～午後4時
(土日祝日を除く)

- ②申請受付締め切り後の約2週間後に、町健康管理センターから申請者の自宅に「人間ドック受診券」、人間ドックの案内、問診票セットや検査キットが送られてくる。
 - ③②で送られてきた案内をよく読み、希望する医療機関に予約をする。
 - ④予約をした日に、医療機関で人間ドックを受ける(令和9年3月31日までに受診)。
 - ⑤健診結果が一定の基準(※1)に該当する場合は、町の保健師から健診結果の説明があります。
該当する場合は、必ず説明を受けてください。
- (※1) 高齢者の医療確保法に定められた、動機付け支援・積極的支援の対象者、町の重症化予防対象の基準に当てはまった人

【実施医療機関】

三州病院・共立医院・早水公園クリニック・メディカルシティ東部病院・宮永病院
吉松病院・藤元総合病院附属予防医療プラザ(旧:藤元総合病院附属総合健診センター)・都城健康サービスセンター

■注意事項 =

- 町の人間ドックを受ける人は、町が実施する健診(検診)の助成を受けることができません。
(※同じ内容の検査であるため、重複して受けると検査費用が全額自己負担になります)
- ・胃がん検診 ・胃がんリスク検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診
- ・(国民健康保険の人)特定健診

★お問い合わせは、健康管理センター☎:52-8481にお願いします。

◆町若年健診のお知らせ

三股町に住民票のある、18歳～39歳までの「年1回の健康診査を受ける機会のない人」に、特定健診と同じ内容の健康診査を実施します。毎年の健康診査の結果を健康づくりに役立てましょう。

■対象者 = 18歳～39歳の三股町民（令和9年4月1日時点の年齢）

※ただし、下記に該当する人は対象外となります。

【若年健診対象外の人 ※ 年に1回の健康診査を受ける機会がある人】

- ・学校に通っている人 → 学校で毎年健康診査が実施されます。
- ・会社に勤めている人 → 職場で毎年健康診査が実施されます。
- ・妊娠している人 → 妊婦健診を受けられます。
- ・個人で毎年人間ドックを受けている人

■定員 = 100人(定員に達し次第、締め切ります)

■費用 = 無料

※ 精密検査にかかる費用は自己負担です(保険診療で受けられます)

■検査内容 =

- ①問診 ②身体計測 ③血圧測定 ④血液検査 ⑤尿検査 ⑥医師による診察
 ◎医師が必要だと判断した場合は、上記に追加して心電図検査、眼底検査を実施します。

※本町の若年健診は、上記の検査を全て実施した場合のみ助成ができます。
 受診しない検査があった場合、助成できませんので注意してください。

■予約方法・受診の流れ =

- ①町健康管理センターに、令和8年度若年健診の予約をする。
 応募締め切り 5月31日(日)(定員に達し次第締め切ります)

インターネットで予約をする

町公式サイト > 行政情報
 > 健康・福祉 > 健康・医療 > 健診・検診
 > 若年健診についてのページより予約
 ※ 5月31日(日)23時59分まで
 受付が可能です(夜間や休日も予約可能)。



電話で予約をする

町健康管理センター
 ☎ 52-8481
 受付時間 平日：午前9時～午後4時
 (土日祝日を除く)

②予約申請受付締め切り後の約2週間後に、町健康管理センターから申請者の住民票のある重症に若年健診受診票、案内や尿検査キットが送られてくる。

③案内に記載された日程に健診を受ける(予約不要)

④健診結果が一定の基準(※1)に該当する場合は、町の保健師から健診結果の説明があります。

該当する場合は、必ず説明を受けてください。

(※1) 町の重症化予防対象の基準に当てはまった人

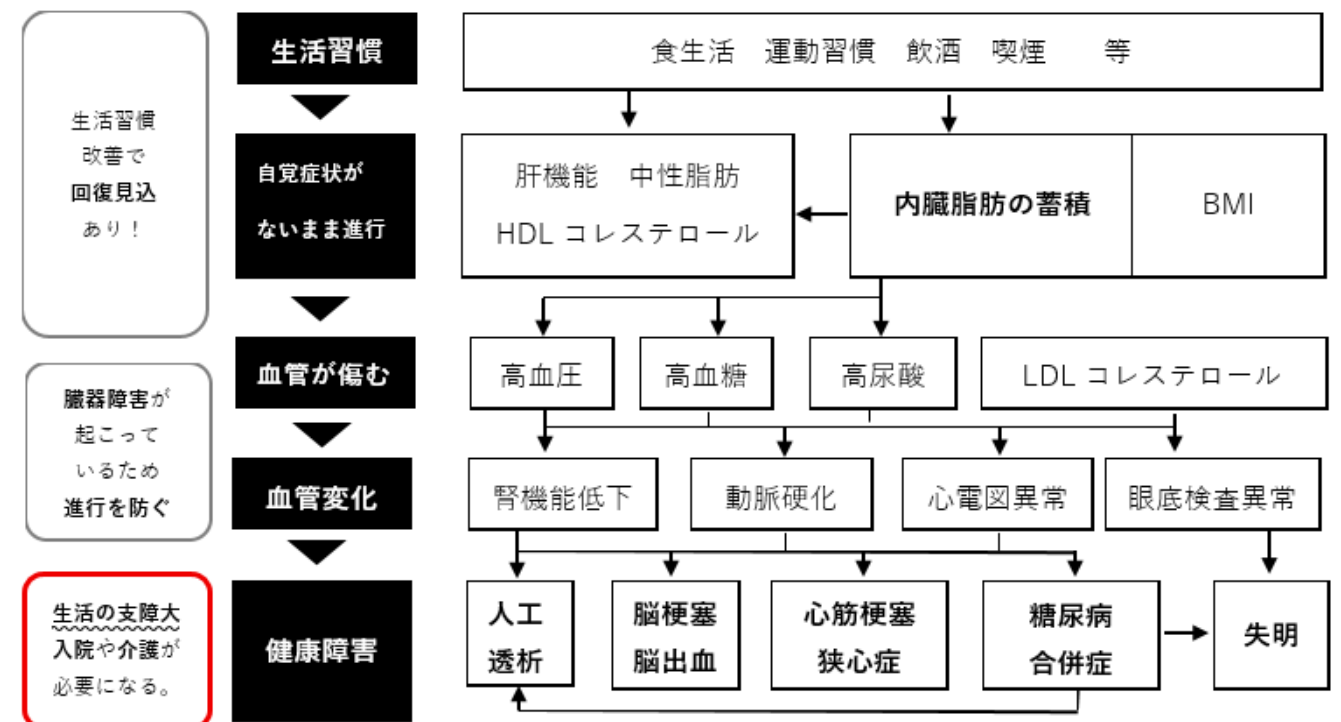


【実施場所】

町健康管理センター 第5地区防災センター 西部地区体育館（日程が決まっています）

■健康診査の目的 =

健康診査は、生活に大きな支障がでてしまう病気を予防するために実施します。



毎年健診を受け、健診結果を比較し、予防するために役立てましょう。

健診結果の見方がわからない場合や、どんなことに気を付けたらいいかわからない場合などは、町の保健師や管理栄養士に相談することができます。気軽に相談してください。

★お問い合わせは、健康管理センター☎:52-8481をお願いします。

◆健康診査の受診票などを送付します

健康診査(健診)の対象者に特定健康診査(国保)・後期高齢者健康診査の受診票などを送付します。生活習慣病の予防・重症化を防ぐために、年に1回は健診を受けましょう。

■対象者 =

健診日に「国民健康保険」(40歳以上74歳以下)または「後期高齢者医療保険」(75歳以上)に加入している人

※受診票は、4月20日(月)時点の対象者に住所地の集団健診日または6月末までに届くように順次発送します。発送の都合上、4月21日(火)以降に資格喪失届けなどを行った人にも送付しますのでご了承ください。

※途中で社会保険などに変更になり、健診日に国民健康保険に加入していない人は受診することができません。万が一受診した場合の費用は、自己負担になります。

■健診を受ける方法 =

【個別健診】と【集団健診】のどちらかを選ぶことができます。実施期間など条件が異なりますので、事前に確認してください。

【個別健診】(医療機関で実施)

1. 実施期間 = 6月1日(月)~12月28日(月)

※実施日時は、各医療機関で異なりますので、必ず事前に各医療機関に確認してください。

2. 受診にかかる費用 = 無 料

3. 受診場所・申込方法 =

次ページの《令和8年度個別健診指定医療機関》にある医療機関に直接申し込んでください。

4. 注意事項 =

- 指定医療機関以外で健診を受けた場合は、全額自己負担になります。
- 健康診査対象者であることを確認しますので、受診の際には必ず保険の資格が確認できるもの(資格確認書、マイナ保険証)と受診票の両方を、医療機関の受付に提出してください。
両方そろっていないと受診することができません。

※健診項目以外の検査をした場合は、個人負担があります。



【集団健診】(健康管理センターなどで実施)

1. 集団健診の日時・場所 =

次ページの《令和8年度集団健診日程表》を確認してください。

2. 受診にかかる費用 = 無 料

3. 申込方法 =

事前申込は必要ありません。直接会場にお越しください。

※健診受付前、午前8時30分から「整理券」を配布します。

4. 注意事項 =

- 健康診査対象者であることを確認しますので、受診の際には必ず「マイナ保険証と資格情報のお知らせ」または「資格確認書」と「受診票」の両方をお持ちください。両方そろっていないと受診することができません。
- 会場にはスリッパをおきませんので、必要な人は履き物を持って来てください。靴の履き間違いが発生していますので、自分が履いてきた靴などを保管する袋を持参してください。
- 対象地区の日時での受診を基本としますが、都合が悪い場合は、ほかの地区などで受診することもできます(実施日が日曜日の場合、混み合いますのでご了承ください)。
- 天候や感染症などの発生状況により、やむを得ず、集団健診を延期または中止することもあります。その場合は、町公式サイトなどでお知らせします。
- 次のいずれかに該当するときは、健診会場に入場できません。
 - ・当日発熱(37.5度以上)を含め体調の優れない人
 - ・感染症などで療養期間中の人

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎: 52-9632(直通)にお願いします。



町公式サイトはこちら

《令和8年度個別健診指定医療機関》

※受診する前に、必ず希望する日程など医療機関に確認してください。

	医 院 名	電 話 番 号		医 院 名	電 話 番 号
三股町	あさぎり頭痛・脳神経クリニック	52-7788		橘病院	23-7236
	坂田医院	51-2003		伊達クリニック	36-7088
	田中隆内科	52-0301		どいクリニック	22-1825
	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135		都北ごとうクリニック	38-6060
	長倉医院	52-2109		富田医院	23-4586
	ホームクリニックみまた	52-1348		ながはま整形外科 ※1	46-7188
	みしま内科クリニック	51-8100		西浦病院	25-1119
都城市	あきと内科胃腸科	46-5500	都城市	西岳診療所	33-1510
	有川呼吸器内科医院 ※1	24-6677		野口脳神経外科	47-1800
	有馬医院	23-2610		野辺医院	22-0153
	安藤胃腸科外科医院	39-2226		はまだクリニック	45-2266
	池之上整形外科	23-2311		早水公園クリニック	36-6117
	宇宿医院	25-9031		速見泌尿器科医院	24-8344
	鶴木循環器内科医院	26-0008		原田医院	26-3330
	海老原内科	64-1211		ふくしまクリニック	46-5001
	MKクリニック	51-6777		福島外科胃腸科整形外科医院	38-1633
	大岐医院	57-2025		藤元上町病院	23-4000
	おおくぼクリニック	26-1500		まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926
	大橋クリニック	37-0539		松山医院	24-1046
	柏村内科	22-2616		政所医院	58-2171
	仮屋医院	36-0521		三嶋内科	24-7171
	川畑医院	46-3225		都城在宅医療クリニック	58-9808
	北原医院	22-4133		都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313
	教山内科医院	62-1205		都城明生病院	38-1120
	共立医院	22-0213		宮永病院	22-2015
	久保原田中医院	22-7700		宗正病院	22-4380
	坂元医院	22-0360		メディカルシティ東部病院	22-2240
	坂元循環器内科医院	57-9933		森山内科・脳神経外科	21-5000
	佐々木医院	62-1103		もりやま脳神経外科	21-6888
	三州病院	22-0230		柳田クリニック	22-4862
	志々目医院	57-2004		柳田病院	22-4850
	しばた泌尿器科・内科	22-7111		やまさき医院	25-7780
	庄内医院	37-0522		山路医院	64-3133
	すみクリニック内科・循環器内科・小児科	36-7701		ゆうクリニック	46-6100
	隅病院	62-1100		よしかわクリニック	23-9384
	瀬ノ口醫院	25-5155		吉松病院	25-1500
	園田光正内科医院	38-5115		吉見クリニック	58-5633
	たかお浜田医院	22-8818		ライフクリニック	39-2525
	田口循環器科・内科クリニック	24-0600			
武田産婦人科医院	22-0336				

※1 かかりつけの人のみ受けることができます。

《令和8年度集団健診日程表》

月	日	曜日	健診（検診）会場	地区・支部
6	16	火	健康管理センター	餅原・三原・勝岡
	17	水	健康管理センター	前目・夢池1～10支部
	19	金	健康管理センター	夢池11～17支部
	23	火	健康管理センター	小鷲巣・寺柱・大鷲巣・高畑
	24	水	健康管理センター	中米・櫛田・谷
	26	金	健康管理センター	上米
7	30	火	健康管理センター	上新・花見原
	1	水	健康管理センター	下新
	3	金	健康管理センター	今市・中原
8	7	火	健康管理センター	田上・梶山
	23	日	健康管理センター	未受診者（前半日程地区）
9	2	水	5地区防災センター	轟木・仮屋・大野・大八重
	4	金	健康管理センター	山王原・仲町
	8	火	健康管理センター	東原
	9	水	健康管理センター	稗田
	11	金	健康管理センター	東植木
	15	火	健康管理センター	西植木
10	16	金	西部地区体育館	未受診者
	18	日	健康管理センター	未受診者
11	8	日	健康管理センター	未受診者

◆各種相談

	相談名	期 日	時 間	場 所	相談内容	相 談 員	予約	予約・問い合わせ
1	行政相談	5月18日(月) 6月1日(月)	午前10時 ～正午	町総合福祉センター 「元気の杜」	国の行政全般についての意見、要望など	にしどめ 西留 文夫 ふみお 内村 陽一郎	不要	総務課行政係 ☎:52-1112
2	人権相談	特設	6月2日(火)	午前10時 ～午後3時	JR 三股駅多目的ホール 「M★ういんぐ」	くろき 黒木 正弘 いなどめ 稲留 由美子	不要	総務課行政係 ☎:52-1112
		常設	平日	午前8時30分 ～午後5時15分	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)	人権擁護委員 法務局職員		宮崎地方法務局都城支局 ☎:22-0490
3	消費生活無料 法律相談	三股	6月11日(木)	午後1時30分 ～4時30分	町福祉・消費生活相談センター (元気の杜内)	弁護士	予約制	町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
		都城	5月22日(金)	午後1時～4時	消費生活センター (都城市役所北別館2階)			都城市消費生活センター ☎:23-7154
4	無料法律相談	5月20日(水)	午後1時30分 ～4時30分	町総合福祉センター 「元気の杜」	土地・建物・登記・遺言・離婚・金銭面でのもめ事	司法書士	予約制	町社会福祉協議会 ☎:52-1246
5	成年後見制度の 無料相談	5月28日(木)	午後1時～4時	町総合福祉センター 「元気の杜」	成年後見制度の概要や利用方法		予約制	町社会福祉協議会 ☎:52-1246
6	こころの健康相談	5月21日(木)	午後1時30分 ～3時30分	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)	ひきこもり・抑うつ・精神科の病気・アルコール依存など	精神科医師	予約制	都城保健所健康づくり課 ☎:23-4504
7	おもちゃ病院	5月16日(土)	午後1時～3時	町総合福祉センター 「元気の杜」	おもちゃの無償修理		不要	横山健一 ☎:51-0241 増田親忠 ☎:090-1926-8783
8	休日(土曜日) 無料公証相談	5月16日(土)	午前9時 ～午後5時	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10 の1号)	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・死後事務委任契約・金銭貸借契約・離婚給付契約などの公正証書作成に関する相談	公証人役場 公証人	予約制	都城公証人役場 ☎:22-1804